

令和3年1月22日 15時30分  
資料配布 近畿地方整備局

## 建設業法第28条の規定に基づく監督処分について

近畿地方整備局は株式会社メノガイアに対して建設業法の規定に基づく指示処分並びに営業停止処分を行いました。

### 1. 処分対象業者

商号：株式会社メノガイア

### 2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示  
同法同条第3項の規定に基づく営業の停止命令

### 3. 処分理由

株式会社メノガイアは、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）に規定する訪問販売及び訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあるとして、消費者庁より令和2年3月23日、特定商取引法第7条第1項の規定に基づく指示並びに特定商取引法第8条第1項の規定に基づく業務停止命令を受け、これが確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

<取扱い> \_\_\_\_\_

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

### <問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局  
建政部 建設産業第一課 課長 高城 辰哉（内線6141）  
課長補佐 小園 賢太郎（内線6140）

電話 06-6942-1141（代）  
06-6942-1059（夜間直通）

## 建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

### 1. 処分対象業者

商号：株式会社メノガイア  
許可：国土交通大臣（般-29）第17248号  
代表者：河合 優太  
主たる営業所：兵庫県神戸市中央区港島中町6-3-6

### 2. 処分内容

一 建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

（内容）

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
  - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
  - 適正な業務活動が行われるよう、業務運営方法の調査点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備・強化を図ること。
  - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下、「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
- 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

二 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1) 期間

令和3年2月5日から令和3年2月7日までの3日間

2) 停止を命ずる営業の範囲

全国における建設業に係る営業の全てのうち、公共工事以外の工事に係るもの

（注1）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

### **3. 処分理由**

株式会社メノガイアは、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第60号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「旧法に規定する訪問販売」という。）及び特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下単に「訪問販売」という。）を行うにあたり、特定商取引法第6条第1項、旧法第7条第3号、特定商取引法第7条第1項第4号並びに旧法第7条第4号及び特定商取引法第7条第1項第5号の規定に該当する行為をしており、旧法に規定する訪問販売及び訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認められたとして、令和2年3月23日、特定商取引法第7条第1項の規定に基づく指示並びに旧法第8条第1項及び特定商取引法第8条第1項の規定に基づく業務停止命令を受け、これが確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。